

平成30年第一回練馬区議会定例会
提出議案一覧表

予 算 ・ ・ ・ 5 件
 条 例 ・ ・ ・ 15 件（制定1件、一部改正14件）
 道 路 認 定 ・ ・ ・ 3 件（認定3件）
 契 約 ・ ・ ・ 1 件（土地の買入れ1件）
 そ の 他 ・ ・ ・ 1 件（規約の変更1件）

| No. | 議案番号 | 件 名 お よ び 内 容 説 明 | 施行日等 |
|-----|------|--|--------------------------------------|
| 1 | 1 | 平成30年度練馬区一般会計予算 〔予算額〕 263,658,307千円 | |
| 2 | 2 | 平成30年度練馬区国民健康保険事業会計予算 〔予算額〕 67,043,751千円 | |
| 3 | 3 | 平成30年度練馬区介護保険会計予算 〔予算額〕 53,332,396千円 | |
| 4 | 4 | 平成30年度練馬区後期高齢者医療会計予算 〔予算額〕 16,546,932千円 | |
| 5 | 5 | 平成30年度練馬区公共駐車場会計予算 〔予算額〕 554,939千円 | |
| 6 | 6 | 練馬区職員定数条例の一部を改正する条例 職員の定数を変更する。 〔合計〕 4,758人 → 4,736人 | 平成30年4月1日 |
| 7 | 7 | 練馬区特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 1 学校経営補佐の職を新設し、報酬額を「月額194,400円」とする。 2 副校長補佐の職を新設し、報酬額を「日額1,570円から7,850円までの範囲内において規則で定める額」とする。 3 スクール・サポート・スタッフの職を新設し、報酬額を「日額1,200円から6,000円までの範囲内において規則で定める額」とする。 4 保育補助員の報酬額について「日額2,600円から6,300円までの範囲内において規則で定める額」を「日額2,600円から10,850円までの範囲内において規則で定める額」に改める。 5 障害者施設支援補助員の報酬額について「月額188,000円」を「月額203,000円」に改める。 | 平成30年4月1日 |
| 8 | 8 | 練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 1 特別区人事委員会勧告に基づき、配偶者に係る扶養手当を他の扶養親族と同額とし、子に係る扶養手当を引き上げる。 2 特別区人事委員会勧告に基づく行政系人事制度の見直しを踏まえ、給料表等を改める。 | 平成30年4月1日。 ただし、一部の規定については、規則で定める日 |

| No. | 議案番号 | 件 名 お よ び 内 容 説 明 | 施行日等 |
|-----|------|--|--|
| 9 | 9 | 練馬区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、区が保険料を徴収すべき被保険者について、所要の改正を行う。 | 平成30年4月1日 |
| 10 | 10 | 練馬区立障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条例で引用している同法の規定が項ずれしたため、規定の整備を行う。 | 平成30年4月1日 |
| 11 | 11 | 練馬区立こども発達支援センター条例の一部を改正する条例 児童福祉法および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条例で引用しているこれらの法律の規定が項ずれしたため、規定の整備を行う。 | 平成30年4月1日 |
| 12 | 12 | 練馬区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例 心身障害者福祉手当の支給対象を拡大し、精神障害者を対象に加える。 | 平成30年4月1日 |
| 13 | 13 | 練馬区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例 事業開始資金および事業継続資金について、貸付限度額を引き上げる。 | 平成30年4月1日 |
| 14 | 14 | 練馬区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例 住宅宿泊事業法の施行による住宅宿泊事業の実施に関し必要な事項を定めることにより、適正な運営を確保し、住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止するため、条例を制定する。 | 平成30年6月15日。 ただし、一部の規定については、平成30年3月15日 |
| 15 | 15 | 練馬区アスベスト飛散防止条例の一部を改正する条例 大気汚染防止法の一部改正に伴い、条例で引用している同法の規定が項ずれしたため、規定の整備を行う。 | 平成30年4月1日 |
| 16 | 16 | 練馬区営住宅条例の一部を改正する条例 1 公営住宅法の一部改正を踏まえ、認知症患者等である区営住宅入居者の収入申告義務を緩和するため、所要の改正を行う。 2 東京都営住宅条例の一部改正を踏まえ、子育て世帯に対する支援の拡大を図るため、所要の改正を行う。 | 平成30年4月1日。 ただし、一部の規定については、公布の日 |
| 17 | 17 | 練馬区立高齢者集合住宅条例の一部を改正する条例 公営住宅法の一部改正を踏まえ、認知症患者等である高齢者集合住宅入居者の収入申告義務を緩和するため、所要の改正を行う。 | 平成30年4月1日。 ただし、一部の規定については、公布の日 |
| 18 | 18 | 練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例 都市計画法の一部改正に伴い、中高層建築物の定義規定を改める。 | 平成30年4月1日 |
| 19 | 19 | 練馬区建築基準法等の事務に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例 建築基準法の一部改正に伴い、用途地域における建築等許可申請手数料に係る規定を改めるほか、規定の整備を行う。 | 平成30年4月1日 |

| No. | 議案番号 | 件 名 お よ び 内 容 説 明 | 施行日等 |
|-----|-----------------|---|---------------|
| 20 | 2 0 | 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例 特別区人事委員会勧告に基づき、配偶者に係る扶養手当を他の 扶養親族と同額とし、子に係る扶養手当を引き上げる。 | 平成30年 4 月 1 日 |
| 21 | 2 1) 2 3 | 特別区道路線の認定について（3件） 道路法第8条第1項の規定に基づく特別区道路線の認定を行う に当たり、同条第2項の規定に基づき議決を求める。 | |
| 22 | 2 4 | 土地の買入れについて（練馬区立大泉学園町希望が丘公園拡張 用地） 〔目 的〕 練馬区立大泉学園町希望が丘公園拡張用地 〔所 在〕 練馬区大泉学園町九丁目538番6 〔地 目〕 宅地 〔面 積〕 9,905.94㎡ 〔買入れ金額〕 788,000,000円 〔相手方〕 東京都 | |
| 23 | 2 5 | 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約 後期高齢者医療の保険料について、保険料の軽減に係る経費を 引き続き各区市町村の一般会計から負担金として支弁すること とするため、規約の変更を行う。 | 平成30年 4 月 1 日 |